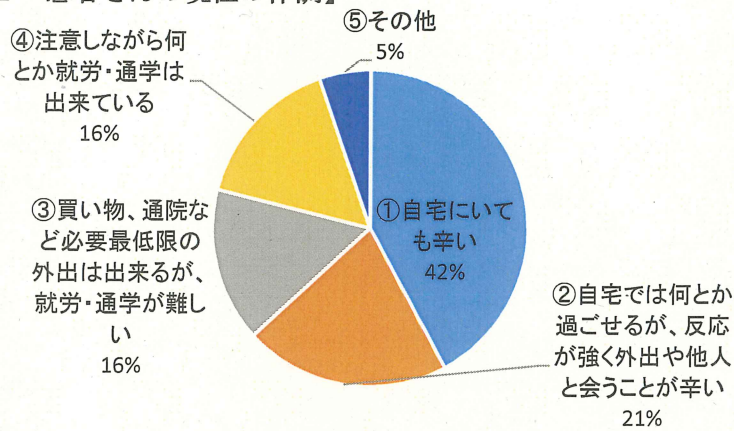


CS(化学物質過敏症)患者アンケート集計結果(抜粋)

回答総数:19名

【Q1-1 患者さんの現在の体調】



⑤その他

- ・注意しながら何とか日常生活を過ごしている。物を見たりした後、眼の疲労感がとてもある。発症してから丸1年になるが、今年はどうなるのかという不安な気持ちが常にあるためストレスがたまる。

【Q1-2 現在、生活上で特に困りのこと】(複数回答可)

- ①病状が改善しない ……………10名 (52%)
 - ・アースをつけたパソコンを使っても、電磁波の影響で手足の腫れ・痺れ等が出てきた。
- ②経済的に苦しい ……………10名 (52%)
 - ・国が定める最低生活費で暮らしています。これは家電製品が故障しても修理に出せない、冠婚葬祭などの交際費を捻出できない額です。その中から浄水器のカートリッジ・空気清浄機のフィルター等、高額なものを買うのは大変です。勇気差以内の食品、シャボン玉石鹼の商品、天然素材の衣類等々CSはお金がかかりますが、福祉制度は法的な根拠もなく引下げが続くばかりです。健康で文化的な最低限度の生活以前に、餓死・凍死が身近な問題です。
 - ・完全に仕事に支障を来している。
- ③住環境が悪い ……………12名 (63%)
 - ・工場等が周辺にあるので窓も開けられず散歩もできない。
 - ・田んぼの草焼きが去年より多くなり、その煙の臭いで体調を崩す。農薬・除草剤・シロアリ駆除剤の散布で反応する。
- ④買い物 ……………10名 (52%)
 - ・最低限の買い物は出来るが、楽しむ事が出来ない。時間を気にしながらの買い物外出である。
- ⑤医療・介護 ……………11名 (58%)
 - ・親の介護が出来なかった(処方されている薬に反応して体調を崩した)。
 - ・何か病気になった場合、病院に行けないと思うのでどうしたら良いのか。
- ⑥各種手続きや必要な情報の入手 ……………6名 (32%)
 - ・選挙の投票に行くのが大変。
 - ・住民説明会などに参加できない。
- ⑦食事 ……………6名 (32%)
 - ・自然食品店の野菜が食べられず、畑を借りて作っていますが、30m程はなれたところの農家の方の農薬の影響で自分の畑のものも食べられなくなり困っています。
- ⑧人間関係 ……………6名 (32%)
 - ・友達の家に入れない(香りが強くて)。通学できているが香りの強い人がいて辛い。
 - ・全く孤立しており、寂しくて仕方がない。親戚にも理解してもらえず、私のことを笑い話にしていると聞いて悲しくなった。近所からも無視されている。一番私に近い主人に迷惑をかけている、笑顔がなくなってしまったことが寂しいです。
- ⑨学習・環境 ……………6名 (32%)
 - ・新聞・本などの印刷物が読めない。
 - ・趣味をやっている暇もない。やりたくても、化学物質を避けようとする準備と後片付けに膨大な手間と時間がかかり、結局やりたいことが出来ない。
- ⑩その他
 - ・災害時に避難の方法がないこと。
 - ・重症CSで一人暮らし。冬、県道除雪で関口に雪を大量に置いていかれる(県は降雪なくても除雪するが我が家は降雪の時だけ業者来る)。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号)

改正後		現行	
<p>社保第34号</p> <p>昭和三十八年四月一日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局保護課長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第7 最低生活費の認定 問 29 削除</p>	<p>社保第34号</p> <p>昭和三十八年四月一日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局保護課長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第7 最低生活費の認定 問 29 削除</p>	<p>昭和三十八年四月一日</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局保護課長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第7 最低生活費の認定 問 29 削除</p>	<p>昭和三十八年四月一日</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局保護課長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第7 最低生活費の認定 問 29 削除</p>
<p>答</p> <p>第7 最低生活費の認定 問 29 局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、どのような者が該当するのか。 答 重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であつて、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者(介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがある者を含む。)が該当する。その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。</p> <p>問 29の2 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児がいる世帯であつて局長通知第7の2の(1)のアによる特別基準の適用の必要があると実施機関が認めた場合は、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定してよいか。 答 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児が世帯員にいたることが確認できれば、冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情がない限り、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定して差し支えない。</p>	<p>答</p> <p>第7 最低生活費の認定 問 29 局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、どのような者が該当するのか。 答 重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であつて、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者(介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがある者を含む。)が該当する。その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。</p> <p>問 29の2 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児がいる世帯であつて局長通知第7の2の(1)のAによる特別基準の適用の必要があると実施機関が認めた場合は、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定してよいか。 答 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児が世帯員にいたることが確認できれば、冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情がない限り、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定して差し支えない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

WSSD2020年目標

持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画のパラグラフ23抜粋

持続可能な開発と人の健康と環境の保護のために、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ21で促進されている約束を新たにす。とりわけ、環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に記載されている予防的取組方法 (precautionary approach) に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づきリスク評価手順と科学的根拠に基づきリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。

Renew the commitment, as advanced in Agenda 21, to sound management of chemicals throughout their life cycle and of hazardous wastes for sustainable development as well as for the protection of human health and the environment, inter alia, aiming to achieve, by 2020, that chemicals are used and produced in ways that lead to the minimization of significant adverse effects on human health and the environment, using transparent science-based risk assessment procedures and science-based risk management procedures, taking into account the precautionary approach, as set out in principle 15 of the Rio Declaration on Environment and Development, ...

新規化学物質の届出件数の推移



(H23年まで暦年、H24以降は年度)

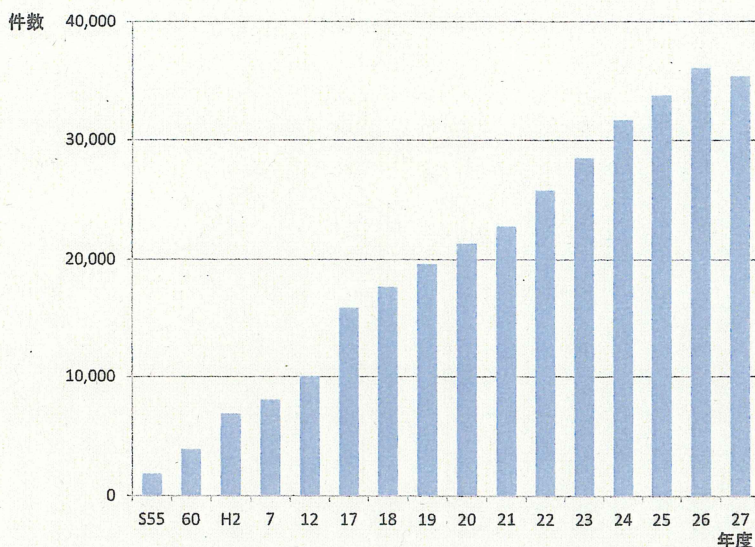
	S49	50	55	60	H2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
製造	114	45	160	286	218	223	291	349	381	452	502	440	402					
輸入	96	37	93	90	54	73	82	94	101	151	164	182	151					
製造及び 輸入													27	684	702	552	624	578
合計	210	82	253	376	272	296	373	443	482	603	666	622	580	684	702	552	624	578

(件数)

(H23年まで暦年、H24以降は年度)

※「届出件数」とは、新規化学物質の判定を受けるために、届出者が国に提出した書類の件数（化審法第3条第1項に基づき、国に提出のあった届出書の件数）。

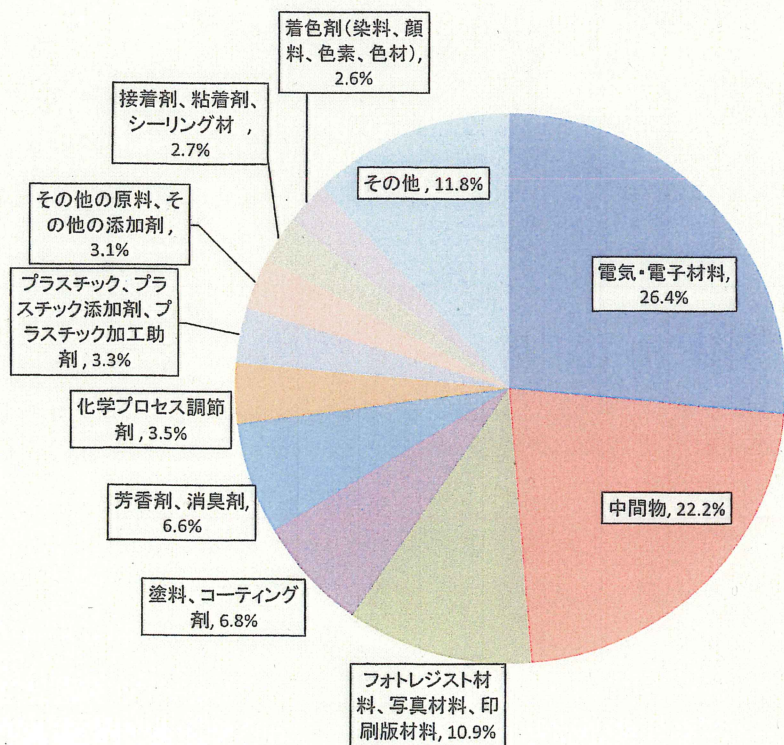
少量新規化学物質の申出件数の推移



年度	S55	60	H2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
製造	937	2,177	4,799	5,951	7,222	10,650	11,644	12,694	13,550	14,123	0	0	0	0	0	0
輸入	896	1,716	2,049	2,099	2,810	5,273	6,040	6,947	7,805	8,704	0	0	0	0	0	0
製造及び輸入											25,815	28,519	31,672	33,766	36,052	35,364
合計	1,833	3,893	6,848	8,050	10,032	15,923	17,684	19,641	21,355	22,827	25,815	28,519	31,672	33,766	36,052	35,364

(注)同一物質の申出を含む。

少量新規化学物質の用途別申出状況(平成27年度)



用途	件数	割合
電気・電子材料	9,349	26.4%
中間物	7,864	22.2%
フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	3,863	10.9%
塗料、コーティング剤	2,395	6.8%
芳香剤、消臭剤	2,319	6.6%
化学プロセス調節剤	1,238	3.5%
プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	1,162	3.3%
その他の原料、その他の添加剤	1,101	3.1%
接着剤、粘着剤、シーリング材	958	2.7%
着色剤(染料、顔料、色素、色材)	927	2.6%
その他	4,188	11.8%
合計	35,364	